

# 基金情報

No. 95

平成21年12月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成21年度・主要事業概況

事項	11月末数	対前月増減数	事項	11月末数(累計)	
事業所数(件)	237	0	年金掛金	調定額(円) 1,124,855,326	
加入員数(人)	男子	5,080	5	収納額(円) 1,117,759,326	
	女子	2,275	8	収納率 99.37%	
	計	7,355	13	事務費掛金調定額(円) 46,560,972	
平均標準給与月額(円)	男子	333,102	-119	資産運用	信託資産額(時価) 247億2,290万円
	女子	225,709	-25	修正総合利回り	11.27%
	計	299,884	-148	ベンチマーク差	9.49%
受給者数(人)	6,084	13	慶弔金の支給件数・金額	67件120万円	
平均年金額(円)	501,760	195	年金相談件数	560件	

### 福祉関係

当基金では加入員の福祉の増進をはかるため、慶弔金の給付を行っています

#### ■ 慶弔金の種類 ■

- (1) 弔慰金：加入期間5年以上の加入員が死亡したとき、その遺族に支給
- (2) 結婚祝金：加入期間3年以上ある加入員が結婚したとき、または加入期間が3年以上ある女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したときに支給

#### ■ 弔慰金の給付と請求手続き ■

次の加入期間の区分による金額を遺族に支給します。遺族の範囲及び支給順位は死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹とし、その順位は前述の順序によります。(同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対して行ったものとみなします。)

- ◇ 加入期間10年未満の加入員が死亡したとき・・・5万円
- ◇ 加入期間10年以上の加入員が死亡したとき・・・10万円

請求手続きは、事業主を通じて当基金所定の請求書により請求してください。(請求書は当基金のホームページからもダウンロードできます。<http://www.glskkn.com>(各種届出様式→慶弔金関係：弔慰金請求書))  
(添付書類)「加入員証」「戸籍謄本(除籍記載のあるもの)」を請求書に添付して請求ください。

#### ■ 結婚祝金の給付と請求手続き ■

(結婚年月日は、入籍日または挙式日のいずれかとし、事業主の判断によります。)

- ◇ 加入期間3年以上ある加入員が結婚したとき・・・1万円
- ◇ 加入期間3年以上ある女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき・・・1万円

請求手続きは、事業主を通じて当基金所定の請求書により請求してください。(請求書は当基金のホームページからもダウンロードできます。<http://www.glskkn.com>(各種届出様式→慶弔金関係：結婚祝金請求書))  
(添付書類)特に必要ありませんが、結婚により姓が変更になる方は、旧姓での振込ができないため、「氏名変更届」(加入員証添付)の提出も同時にお願いします。

#### ■ 資格の確認方法 ■

事業主の証明、その他基金が必要と認める書類。ただし、弔慰金の場合は、証明のほかに身分関係を戸籍謄本にて確認します。

#### ■ 支払い方法と支払通知 ■

原則として毎月10日までに提出された分につき、調査決定し、当月20日(休日の場合は翌日)に指定の金融機関へ支払いします。

支払のお知らせにつきましては、支払日の20日以降に、請求者の方のご自宅と、事業所宛てに支払通知(ハガキ)をお送りします。

#### ■ 権利の消滅 ■

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します。

#### ■ 請求書記載等の注意事項 ■

- ◇ 銀行・郵便局への振込を指定される場合は、必ず金融機関及び郵便局の証明印を受けてください。
- ◇ 添付書類がある場合は、必ずご提出ください。
- ◇ 結婚祝金請求書
  - ・請求者氏名は結婚後の姓をご記入ください。(印も結婚後の姓の印を捺印)
  - ・旧姓の口座にはお振込いたしませんので口座名義の変更をしていただくか、新たに新姓で口座を開設してください。
  - ・結婚により姓が変更になる方は、「氏名変更届」(加入員証添付)をご提出ください。
  - ・結婚年月日は入籍日または挙式日のいずれかをご記入ください。
  - ・配偶者氏名欄は、必ず結婚後の姓をご記入ください。

## 年金の確実な支給のために

### 【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

### 【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～  
連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

**\*住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

## 年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

## 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》  
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

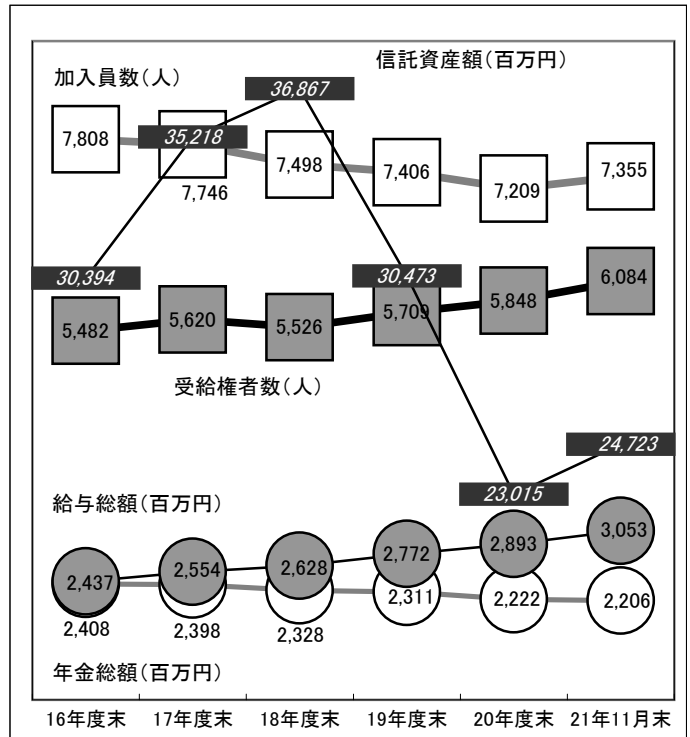
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

**\*12月分の掛金納入期限は、平成22年2月1日となりますので、ご協力お願いいたします。**

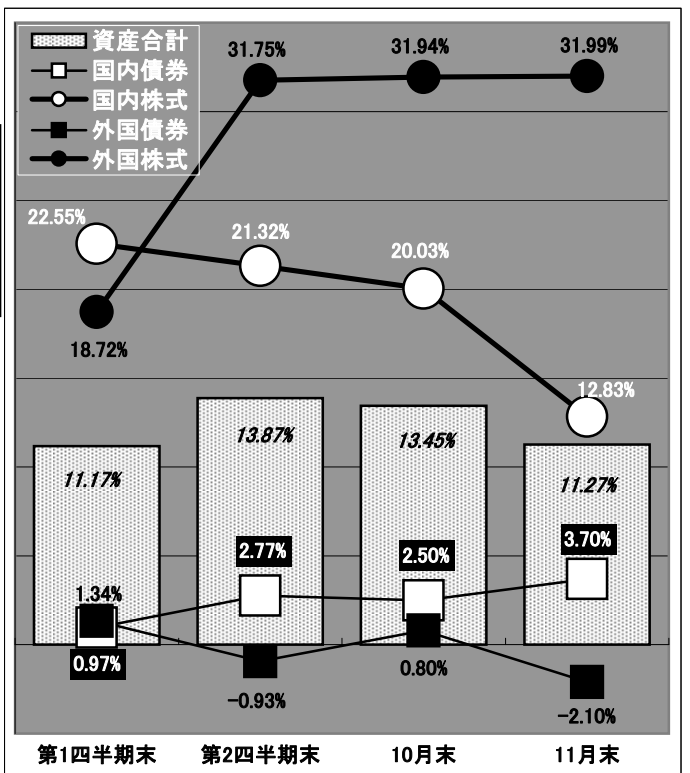
## 設立事業所の異動(規約変更関係等)・11月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	㈱矢沢科学	珠玖 輝男	H21.11.9

## 主要事業の推移



## 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成21年度>



### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

### ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています  
創刊号から直近号までご覧いただけます  
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>